

二十二 圧縮記帳の通則

改 正 後	改 正 前
<p>(資産につき除却等があった場合の積立金の取崩し)</p> <p>10-1-2</p> <p>(注)<u>適格現物分配</u>.....</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合の取得価額)</p> <p>10-1-4<u>被現物分配法人</u>.....<u>適格現物分配</u>.....</p> <p>.....<u>現物分配法人</u>.....</p>	<p>(資産につき除却等があった場合の積立金の取崩し)</p> <p>10-1-2</p> <p>(注)<u>適格事後設立</u>.....</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合の取得価額)</p> <p>10-1-4<u>被事後設立法人</u>.....<u>適格事後設立</u>.....</p> <p>.....<u>事後設立法人</u>.....</p>

二十三 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権)</p> <p>11-2-14</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>現物分配法人</u>.....</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>.....<u>現物分配法人</u>.....</p> <p>ハ</p>	<p>(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権)</p> <p>11-2-14</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....<u>事後設立法人</u>.....</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>.....<u>事後設立法人</u>.....</p> <p>ハ</p>

改 正 後	改 正 前
(売掛金、貸付金に準ずる債権) 11-2-16 (1) (2) (3) (4) (5) <u>帰せられる金額</u> (注)	(売掛金、貸付金に準ずる債権) 11-2-16 (1) (2) (3) (4) (5) <u>収入すべき金額</u> (注)

二十四 青色申告事業年度の欠損金

改 正 後	改 正 前
12-1-2 <u>削 除</u>	<u>(名義株がある場合の特定資本関係の判定)</u> 12-1-2 <u>被合併法人等(被合併法人又は分割法人をいう。)と合併法人等(合併法人又は分割承継法人をいう。)との間に法第57条第3項(被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限)又は同条第5項(青色欠損金の繰越しに係る制限)に規定する特定資本関係があるかどうかを判定する場合において、一方の法人が他方の法人の株式(出資を含む。)を保有する関係かどうかは、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合にはその実際の権利者が保有するものとして判定する。</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(共同で事業を営むための<u>合併等</u>の判定)</p> <p>12-1-3 法第57条第3項(被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限)……………<u>合併</u>……………</p> <p>同条第4項(青色欠損金の繰越しに係る制限)に規定する「共同で事業を営むための<u>適格組織再編成等</u>」に該当するかどうかの判定に当たっても、同様とする。</p> <p>(法人を新設する<u>適格合併</u>に係る<u>被合併法人</u>が3以上ある場合の取扱い)</p> <p>12-1-4 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………「<u>最後に支配関係があることとなった日</u>」……………<u>支配関係事業年度</u>……………</p> <p><u>(最後に支配関係があることとなった日)</u></p> <p>12-1-5 法第57条第3項第1号(被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限)及び同条第4項第1号(青色欠損金の繰越しに係る制限)の「<u>最後に支配関係があることとなった日</u>」とは、内国法人と支配関係法人等(同条第3項に規定する被合併法人等及び同条第4項に規定する支配関係法人をいう。)との間において、同条第3項の「<u>当該適格合併の日</u>」、同項の「<u>当該残余財産の確定の日</u>」又は同条第4項の「<u>適格組織再編成等の日</u>」のそれぞれの日の直</p>	<p>(共同で事業を営むための<u>適格合併等</u>の判定)</p> <p>12-1-3 法第57条第3項(被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限)又は同条第5項(青色欠損金の繰越しに係る制限)……………<u>適格合併等</u>……………</p> <p>(法人を新設する<u>適格合併等</u>に係る<u>被合併法人等</u>が3以上ある場合の取扱い)</p> <p>12-1-4 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>特定資本関係が生じた日</u>……………<u>特定資本関係事業年度</u>……………</p> <p>④ <u>法人を新設する法第57条第2項(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)に規定する合併類似適格分割型分割が行われた場合において、当該分割に係る分割法人が3以上あるときにおける同条第3項の規定の適用についても同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>前まで継続して支配関係がある場合のその支配関係があることとなった日をいうことに留意する。</u></p> <p><u>令第 112 条第 3 項第 5 号及び同条第 4 項第 2 号(適格合併等による欠損金額の引継ぎ等)の「最後に支配関係があることとなった日」についても、同様とする。</u></p> <p><u>(事業を移転しない適格分割等)</u></p> <p><u>12-1-6 分割法人又は現物出資法人が分割承継法人又は被現物出資法人に対してその有する株式のみを移転する適格分割又は適格現物出資は、令第 113 条第 5 項(欠損金の制限措置の計算の特例)の「事業を移転しない適格分割若しくは適格現物出資」に該当する。</u></p>	(新 設)

二十五 災害損失金

改 正 後	改 正 前
<p>(減失損等の計上時期)</p> <p>12-2-1 <u>令第 116 条第 1 項第 1 号</u>……………</p>	<p>(減失損等の計上時期)</p> <p>12-2-1 <u>令第 116 条第 1 号</u>……………</p>

二十六 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2 <u>令第 116 条の 3 第 1 号(会社更生等の場合の欠損金額の範囲)</u>、<u>令第 117 条の 2 第 1 号(民事再生等の場合の欠損金額の範囲)</u> 及び<u>令第 118 条(解</u></p>	<p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12-3-2 <u>令第 116 条の 3 第 1 号(会社更生等の場合の欠損金額の範囲)</u> 及び <u>令第 118 条第 1 号(民事再生等の場合の欠損金額の範囲)</u> ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>散の場合の欠損金額の範囲) ……………</u></p> <p><u>(残余財産がないと見込まれるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>12-3-7 法第59条第3項(解散した場合の期限切れ欠損金額の損金算入)に規定する「残余財産がないと見込まれる」かどうかの判定は、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の現況による。</u></p> <p><u>(残余財産がないと見込まれることの意義)</u></p> <p><u>12-3-8 解散した法人が当該事業年度終了の時ににおいて債務超過の状態にあるときは、法第59条第3項(解散した場合の期限切れ欠損金額の損金算入)に規定する「残余財産がないと見込まれるとき」に該当するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(残余財産がないと見込まれることを説明する書類)</u></p> <p><u>12-3-9 規則第26条の6第3号(会社更生等により債務の免除を受けた金額等の明細等に関する書類)に定める「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」には、例えば、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の実態貸借対照表(当該法人の有する資産及び負債の価額により作成される貸借対照表をいう。以下12-3-9において同じ。)が該当する。</u></p> <p><u>④ 法人が実態貸借対照表を作成する場合における資産の価額は、当該事業年度終了の時ににおける処分価格によるのであるが、当該法人の解散が事業譲渡等を前提としたもので当該法人の資産が継続して他の法人の事業の用に供される見込みであるときには、当該資産が使用収益されるものとして当該事業年度終了の時ににおいて譲渡される場合に通常付される価額による。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二十七 分割前事業年度に係る欠損金

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<p>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</p> <p><u>(分割前事業年度に係る連結欠損金額の取扱い)</u></p> <p><u>12-4-1 連結親法人事業年度の中で分割型分割を行った法人が、その分割型分割の日から当該連結親法人事業年度終了の日までに法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結法人の承認の取消し)の規定により連結納税の承認が取り消された場合に、法第57条第6項(連結法人の分割前事業年度の欠損金額)の規定により分割型分割の日の前日の属する事業年度(以下12-4-1において「分割前事業年度」という。)において欠損金額とみなされた金額のうち、当該分割前事業年度において損金の額に算入された金額を控除した金額(当該分割前事業年度の翌事業年度開始の日前7年以内に開始した各連結事業年度において生じたものに限る。)については、当該分割前事業年度の翌事業年度において法第57条第1項の規定が適用されるのであるから留意する。</u></p>

二十八 組織再編成に係る所得の金額の計算の通則

改 正 後	改 正 前
(被合併法人等から引継ぎ等を受けた帳簿価額の修正)	(被合併法人等から引継ぎ等を受けた帳簿価額の修正)
12の2-1-1 ……………	12の2-1-1 ……………
…………… <u>適格現物分配</u> …………… <u>現物分配法人</u> ……………	…………… <u>適格事後設立</u> …………… <u>事後設立法人</u> ……………
(注)1 ……………	(注)1 ……………
2 ……………	2 ……………

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(資産等の引継ぎに関する書類の提出)</u></p> <p><u>12 の 2-1-2 法人が当該法人を分割法人とする適格分割型分割（当該法人が連結法人である場合には、連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合において、当該法人が法第 75 条の 2 第 1 項（確定申告書の提出期限の延長の特例）に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている法人であっても、次に掲げる規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する書類の提出は、当該適格分割型分割の日以後 2 月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>法第 32 条第 5 項（移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出）</u></p> <p>(2) <u>法第 43 条第 9 項（国庫補助金等に係る特別勘定の引継ぎに係る届出）</u></p> <p>(3) <u>法第 48 条第 9 項（保険差益等に係る特別勘定の引継ぎに係る届出）</u></p> <p>(4) <u>令第 133 条の 2 第 8 項（一括償却資産の引継ぎに係る届出）</u></p> <p>(5) <u>令第 139 条の 4 第 13 項（繰延消費税額等の引継ぎに係る届出）</u></p>

二十九 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
12 の 2-2-1 <u>削 除</u>	<p><u>(名義株がある場合の特定資本関係の判定)</u></p> <p><u>12 の 2-2-1 被合併法人等（被合併法人、分割法人又は現物出資法人をいう。）と合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この章において同じ。）との間に法第 62 条の 7 第 1 項（同条第 3 項において読み替えて準用される場合を含む。以下この章において同じ。）（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定資本関係（以下この章において「特定資本関係」という。）があるかどうかを判定する場合において、一方の法人</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(共同で事業を営むための<u>適格組織再編成等の判定</u>)</p> <p>12 の 2-2-2 法第 62 条の 7 第 1 項(同条第 3 項において読み替えて準用される場合を含む。以下 12 の 2-2-3 において同じ。)……………<u>適格組織再編成等</u>……………</p> <p>(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12 の 2-2-3 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。)……………<u>特定適格組織再編成等</u>により<u>支配関係法人</u>(同項に規定する<u>支配関係法人</u>をいう。)……………<u>令第 123 条の 8 第 3 項第 4 号</u>……………</p> <p>(最後に支配関係があることとなった日)</p> <p>12 の 2-2-5 令第 123 条の 8 第 1 項第 2 号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)の「最後に支配関係があることとなった日」については、12-1-5 の取扱いを準用する。</p> <p>(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12 の 2-2-6 令第 123 条の 8 第 3 項第 4 号……………</p>	<p><u>が他方の法人の株式(出資を含む。)を保有する関係かどうかは、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合にはその実際の権利者が保有するものとして判定する。</u></p> <p>(共同で事業を営むための<u>適格合併等の判定</u>)</p> <p>12 の 2-2-2 法第 62 条の 7 第 1 項……………<u>適格合併等</u>……………</p> <p>…</p> <p>(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12 の 2-2-3 合併法人等……………<u>特定適格合併等</u>により<u>特定資本関係法人</u>(同項に規定する<u>特定資本関係法人</u>をいう。以下 12 の 2-2-5 において同じ。)……………<u>令第 123 条の 8 第 2 項第 4 号</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12 の 2-2-4 の 2 令第 123 条の 8 第 2 項第 4 号……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(事業を移転しない適格分割等)</u></p> <p><u>12 の 2-2-7 分割法人又は現物出資法人が分割承継法人又は被現物出資法人</u> <u>に対してその有する株式のみを移転する適格分割又は適格現物出資は、令第</u> <u>123 条の 9 第 7 項(特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例)の「事業を移転</u> <u>しない適格分割若しくは適格現物出資」に該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

三十 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
<p>(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</p> <p>12 の 3-2-3 ……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………<u>評価損、法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の</u> <u>間の取引の損益)の譲渡利益額又は譲渡損失額</u>……………</p> <p>1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>4 ……………</p> <p>5 ……………</p> <p>(連結納税への再加入時の時価評価の要否)</p> <p>12 の 3-2-4 ……………</p>	<p>(最初連結親法人事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)</p> <p>12 の 3-2-3 ……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………<u>評価損</u>……………</p> <p>1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>4 ……………</p> <p>5 ……………</p> <p>(連結納税への再加入時の時価評価の要否)</p> <p>12 の 3-2-4 ……………</p> <p><u>ただし、当該法人が同項第 5 号に掲げる法人に該当する場合には、この限り</u> <u>でない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(時価評価法人の時価評価すべき資産—連結納税の開始)</p> <p>12 の 3-2-5 ……………</p> <p>……………<u>同条第 2 号、第 3 号又は第 4 号(譲渡損益調整額等)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(㊸ <u>関連法人(法第 4 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する同条第 1 項に規定する他の内国法人をいい、同条第 9 項第 1 号に規定する……………</u></p> <p>(時価評価法人の時価評価すべき資産—連結納税への加入)</p> <p>12 の 3-2-6 ……………</p> <p>……………<u>同条第 2 号、第 3 号又は第 4 号(譲渡損益調整額等)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(㊸ <u>関連法人(法第 4 条の 3 第 11 項第 1 号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する法第 4 条の 2(連結納税義務者)に規定する他の内国法人をいい、法第 4 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する……………</u></p> <p>……………</p>	<p>(時価評価法人の時価評価すべき資産—連結納税の開始)</p> <p>12 の 3-2-5 ……………</p> <p>……………<u>同条第 2 号又は第 3 号(繰延長期割賦損益額等)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(㊸ <u>法第 4 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する関連法人(同号に規定する……………</u></p> <p>……………</p> <p>(時価評価法人の時価評価すべき資産—連結納税への加入)</p> <p>12 の 3-2-6 ……………</p> <p>……………<u>同条第 2 号又は第 3 号(繰延長期割賦損益額等)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(㊸ <u>法第 4 条の 3 第 11 項第 1 号に規定する関連法人(同号に規定する……………</u></p> <p>……………</p>

三十一 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 節 連結納税の開始等に伴う<u>譲渡損益調整額等</u>に係る収益及び費用の処理</p> <p><u>(譲渡損益調整額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位)</u></p> <p>12 の 3-3-1 <u>令第 14 条の 8 第 2 号イ(時価評価資産等の範囲)の譲渡損益調</u></p>	<p>第 3 節 連結納税の開始等に伴う<u>長期割賦販売等</u>に係る収益及び費用の処理</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>整額が1,000万円に満たないかどうかは、その譲渡損益調整額の対象となる譲渡した資産のそれぞれの譲渡損益調整額ごとに判定することに留意する。</u></p> <p>(繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p><u>12の3-3-1の2 令第14条の8第3号イ</u>……………</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p><u>12の3-3-2 令第14条の8第4号イ</u>……………</p> <p>(連結納税の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定)</p> <p><u>12の3-3-3</u> ……………</p> <p>……………<u>12の3-3-1の2</u>……………</p>	<p>(繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p><u>12の3-3-1 令第14条の8第2号イ</u>……………</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p><u>12の3-3-2 令第14条の8第3号イ</u>……………</p> <p>(連結納税の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定)</p> <p><u>12の3-3-3</u> ……………</p> <p>……………<u>12の3-3-1</u>……………</p>

三十二 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の通則

改 正 後	改 正 前
<p>第12章の4 <u>完全支配関係がある法人の間の取引の損益</u></p> <p>(譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義)</p> <p><u>12の4-1-1 法人が(普通法人又は協同組合等に限る。以下この章において同じ。)</u>……………<u>法第61条の13第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>……………<u>令第122条の14第2項(譲渡損益調整資産の対価の額等の特例)</u>の規定の適用がある場合を除き、<u>法第61条の13第1項</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>第12章の4 <u>連結法人間取引の損益調整</u></p> <p>(譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義)</p> <p><u>12の4-1-1 法人が</u>……………<u>法第61条の13第1項(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)</u>……………<u>同項</u>……………</p> <p>…</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) ……………同項……………</p> <p>(譲渡損益調整額の計算における「原価の額」の意義)</p> <p>12 の 4-1-2 法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(注) ……………同項又は法第 81 条の 10 第 1 項(連結法人間取引の損益の調整)……………</p> <p>(譲渡損益調整額の計算における「原価の額」の意義)</p> <p>12 の 4-1-2 法第 61 条の 13 第 1 項(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)……………</p> <p><u>(圧縮記帳をした譲渡損益調整資産に係る譲渡損益調整額の計算)</u></p> <p>12 の 4-1-4 令第 122 条の 14 第 4 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)の規定の適用上、同項第 5 号ハに掲げる規定の適用を受けた譲渡損益調整資産には、<u>10-3-3 (工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等) の後段の取扱いにより圧縮記帳をした譲渡損益調整資産が含まれる。</u></p>

三十三 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>(完全支配関係法人間取引の損益の調整を行わない取引)</p> <p>12 の 4-2-1 法人が法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)……………<u>完全支配関係法人 (当該法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等をいう。以下 12 の 4-3-10 までにおいて</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>(連結法人間取引の損益の調整を行わない取引)</p> <p>12 の 4-2-1 法人が法第 61 条の 13 第 1 項(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)……………<u>連結法人……………当該連結法人……………</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>同じ。)</u>……………<u>当該完全支配関係法人</u>……………</p> <p>(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)</p> <p>12 の 4-2-2 ……………</p> <p>……………<u>法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>……………<u>代替資産を</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(8) ……………</p> <p>(9) ……………</p> <p>(10) ……………</p>	<p>(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)</p> <p>12 の 4-2-2 ……………</p> <p>……………<u>法第 61 条の 13 第 1 項(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)又は第 81 条の 10 第 1 項(連結法人間取引の損益の調整)</u>……………<u>分割前事業年度において代替資産を</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(8) ……………</p> <p>(9) ……………</p> <p>(10) ……………</p>

三十四 譲渡損益調整額の戻入れ

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p>	<p>第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ</p>
<p>(譲渡損益調整額の戻入れ事由)</p> <p>12の4-3-1 令第122条の14第4項第1号イ(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)に規定する「その他これらに類する事由」……………次に掲げる事由が該当する。</p> <p>(1) 金銭債権 ……………<u>法人</u>……………回収された<u>こと</u>……………適用を受けた<u>こと</u></p> <p>(2) 償還有価証券 ……………償還された<u>こと</u></p> <p>(3) 固定資産 ……………滅失した<u>こと</u></p> <p>(㊦) ……………</p> <p>……………譲渡したものとみなされた<u>事由</u>が含まれる。</p>	<p>(譲渡損益調整額の戻入れ事由)</p> <p>12の4-3-1 令第122条の14第3項第1号(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)に規定する「その他これらに類する事由が生じた場合」……………次に掲げる事由が生じた場合が該当する。</p> <p>(1) 金銭債権 ……………<u>連結法人</u>……………回収された<u>場合</u>……………適用を受けた<u>場合</u></p> <p>(2) 償還有価証券 ……………償還された<u>場合</u></p> <p>(3) 固定資産 ……………滅失した<u>場合</u></p> <p>(㊦) ……………</p> <p>……………譲渡したものとみなされた<u>場合</u>が含まれる。</p>
<p>(契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額)</p> <p>12の4-3-2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(㊦) ……………<u>令第122条の14第4項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u>……………</p>	<p>(契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額)</p> <p>12の4-3-2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(㊦) ……………<u>令第122条の14第4項、第6項若しくは第9項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)又は第155条の22第3項、第5項若しくは第8項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭債権の一部が貸倒れとなった場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-4 法人が<u>完全支配関係法人</u>……………<u>当該完全支配関係法人</u> ……………<u>当該完全支配関係法人</u>…………… (注) ……………</p> <p>(土地の一部譲渡に係る譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-5 法人が<u>完全支配関係法人</u>……………<u>当該完全支配関係法人</u> ……………<u>当該完全支配関係法人</u>……………<u>当該完全支配関係法人</u>…………… ……………</p> <p>(同一銘柄の有価証券を2回以上譲渡した後の譲渡に伴う譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-6 …………… ……………<u>完全支配関係法人</u>……………<u>当該完全支配関係法人</u>…………… ……………<u>当該完全支配関係法人</u>……………</p> <p>12 の 4-3-7 削 除</p>	<p>(金銭債権の一部が貸倒れとなった場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-4 法人が<u>連結法人</u>……………<u>当該連結法人</u>……………<u>当該連結法人</u>…………… ……………<u>当該連結法人</u>…………… (注) ……………</p> <p>(土地の一部譲渡に係る譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-5 法人が<u>連結法人</u>……………<u>当該連結法人</u>……………<u>当該連結法人</u>…………… ……………<u>当該連結法人</u>……………<u>当該連結法人</u>……………</p> <p>(同一銘柄の有価証券を2回以上譲渡した後の譲渡に伴う譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-6 …………… ……………<u>連結法人</u>……………<u>当該連結法人</u>……………<u>当該連結法人</u>…………… ……………<u>当該連結法人</u>……………</p> <p><u>(有価証券の評価損を計上した場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u></p> <p>12 の 4-3-7 令第122条の14第4項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)の規定の適用に当たり、同項第4号に規定する譲渡損益調整資産が有価証券である場合には、当該有価証券に係る譲渡損益調整額のうち同項の規定により益金の額又は損金の額に算入する金額は、次の算式により計算した金額とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用)</p> <p>12 の 4-3-8 ……………</p> <p>……………<u>当該事業年度において完全支配関係法人</u>……………<u>当該完全支配関係法人</u>……………適用することができる。</p> <p>法人が<u>当該事業年度において完全支配関係法人</u>……………</p> <p>(簡便法を適用した完全支配関係法人を被合併法人とする適格合併をした場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-9 <u>法第 61 条の 13 第 5 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)の規定により法人が同条第 1 項の規定の適用を受けた法人とみなされた場合における譲渡損益調整資産のうち、同条第 5 項の当該内国法人が令第 122 条の 14 第 6 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法)の規定の適用を受けたものについては、合併法人である当該法人において同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-10 <u>法人が令第 122 条の 14 第 6 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法)の規定を適用するに当たり、同項に規定する譲渡損益調整資産を譲り受けた完全支配関係法人が当該譲渡損益調整資産についてその譲受日の属する</u></p>	<p>(算式)</p> $\frac{\text{当該有価証券に係る期首譲渡損益調整額}}{\text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券のその評価損を計上する直前の帳簿価額}} \times \frac{\text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券の評価損の損金算入額}}{\text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券のその評価損を計上する直前の帳簿価額}}$ <p>(譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用)</p> <p>12 の 4-3-8 ……………</p> <p>……………<u>分割前事業年度において連結法人</u>……………<u>当該連結法人</u>……………適用することができる。</p> <p>法人が<u>当該分割前事業年度において連結法人</u>……………</p> <p>(簡便法を適用した連結法人を被合併法人等とする適格合併等をした場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-9 <u>法第 61 条の 13 第 3 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)の規定により法人が譲渡したものとみなされた譲渡損益調整資産のうち、同項の被合併法人又は分割法人が令第 122 条の 14 第 6 項又は第 155 条の 22 第 5 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法)の規定の適用を受けたものについては、合併法人又は分割承継法人である当該法人において令第 122 条の 14 第 6 項又は第 9 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算)</p> <p>12 の 4-3-10 <u>法人が令第 122 条の 14 第 9 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法)の規定を適用するに当たり、同項に規定する譲渡損益調整資産を譲り受けた連結法人が当該譲渡損益調整資産についてその譲受日の属する連結事業</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 12 の 4-3-10 において「事業年度等」という。）後の事業年度等</u>において、令第 57 条（耐用年数の短縮）の規定により当該減価償却資産の耐用年数を短縮することの承認を受けたときには、当該承認を受けた日の属する当該法人の事業年度及びその後の<u>事業年度等</u>における令第 122 条の 14 第 6 項第 1 号ロの耐用年数は、<u>当該承認に基づく耐用年数として差し支えない。</u></p>	<p><u>年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下 12 の 4-3-10 において「連結事業年度等」という。）後の連結事業年度等</u>において、令第 57 条（耐用年数の短縮）の規定により当該減価償却資産の耐用年数を短縮することの承認を受けたときには、当該承認を受けた日の属する当該法人の事業年度及びその後の<u>連結事業年度等</u>における令第 122 条の 14 第 6 項第 1 号ロ（<u>令第 155 条の 22 第 5 項第 1 号ロ（譲渡損益調整資産の戻入れ計算の簡便法）の規定を含む。</u>）の耐用年数は、<u>当該承認に基づく耐用年数となることに留意する。</u></p>

三十五 法人課税信託に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>12 の 6-2-2 <u>削 除</u></p> <p>（法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用）</p> <p>12 の 6-2-3 ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>……………<u>同条第 6 項</u>……………</p>	<p><u>（受益者等が存しない信託に係る清算所得に対する法人税の課税関係）</u></p> <p>12 の 6-2-2 <u>法人課税信託のうち、法第 2 条第 29 号の 2 ロ（法人課税信託）に掲げる信託に係る受託法人は、受益者が存することなく信託の終了があった場合に限り、清算所得に対する法人税が課されることに留意する。</u></p> <p>（法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用）</p> <p>12 の 6-2-3 ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>……………<u>同条第 5 項</u>……………</p>

三十六 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
(製造業者等が負担する為替損失相当額等)	(製造業者等が負担する為替損失相当額等)
13の2-1-11	13の2-1-11
(1)	(1)
..... <u>令第122条の3第1項</u> <u>令第122条の3</u>
(2)	(2)

三十七 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前												
(為替相場の著しい変動があった場合の外貨建資産等の換算)	(為替相場の著しい変動があった場合の外貨建資産等の換算)												
13の2-2-10 <u>令第122条の3第1項</u> <u>同項</u>	13の2-2-10 <u>令第122条の3</u> <u>同条</u>												
..... <u>同項</u> <u>同条</u>												
(算式)	(算式)												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> 当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額（同日における<u>同項</u>の規定の適用前の帳簿価額をいう。） </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; border-top: 1px solid black;"> 当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額 </td> </tr> </table>	当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額	-	当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額（同日における <u>同項</u> の規定の適用前の帳簿価額をいう。）	当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額			<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> 当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額（同日における<u>同条</u>の規定の適用前の帳簿価額をいう。） </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; border-top: 1px solid black;"> 当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額 </td> </tr> </table>	当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額	-	当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額（同日における <u>同条</u> の規定の適用前の帳簿価額をいう。）	当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額		
当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額	-	当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額（同日における <u>同項</u> の規定の適用前の帳簿価額をいう。）											
当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額													
当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額	-	当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額（同日における <u>同条</u> の規定の適用前の帳簿価額をいう。）											
当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額													
(注) 1	(注) 1												
2	2												
3	3												
..... <u>同項</u> <u>同条</u>												

改 正 後	改 正 前
<p><u>4 本文の取扱いは、同条第2項に規定する適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する外貨建資産等について準用する。この場合、算式中「当該事業年度終了の日」とあるのは、「当該適格分割等のあった日の前日」とする。</u></p> <p>(適正な円換算をしていない場合の処理)</p> <p>13の2-2-11 ……………</p> <p>……………<u>法第129条第1項</u>……………</p>	<p>(適正な円換算をしていない場合の処理)</p> <p>13の2-2-11 ……………</p> <p>……………<u>法第129条第2項</u>……………</p>

三十八 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(更生会社等が新法人の設立に際して営業権を計上した場合の処理)</p> <p>14-3-2 ……………</p> <p>……………被現物出資法人……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(更生会社等が新法人の設立に際して営業権を計上した場合の処理)</p> <p>14-3-2 ……………</p> <p>……………被現物出資法人<u>若しくは被事後設立法人</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

三十九 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(収益事業の所得の運用)</p> <p>15-1-7 ……………</p> <p>(注) ……………<u>規則第22条の4各号</u>……………</p>	<p>(収益事業の所得の運用)</p> <p>15-1-7 ……………</p> <p>(注) ……………<u>規則第22条の5各号</u>……………</p>

四十 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
<p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15-2-4規則第22条の4各号.....</p> <p> ④規則第22条の4各号.....</p> <p>(公益法人等の確定申告書の添付書類)</p> <p>15-2-14法第74条第3項.....</p>	<p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15-2-4規則第22条の5各号.....</p> <p> ④規則第22条の5各号.....</p> <p>(公益法人等の確定申告書の添付書類)</p> <p>15-2-14法第74条第2項.....</p>

四十一 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(引当金の取崩額等の配賦)</p> <p>16-3-16</p> <p> ④1<u>適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下16-3-16において同じ。）から</u>.....</p> <p> 2</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16-3-20</p> <p>.....<u>適格合併等（適格合併、適格分割又は適格現物出資をいう。以下この章において同じ。）</u>.....<u>当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人又は現物出資法人をいう。以下この章において同じ。）</u></p>	<p>(引当金の取崩額等の配賦)</p> <p>16-3-16</p> <p> ④1<u>適格組織再編成により被合併法人等から</u>.....</p> <p> 2</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>16-3-20</p> <p>.....<u>適格組織再編成</u>.....<u>当該適格組織再編成に係る被合併法人等から</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>から……………</p> <p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23 ……………</p> <p>……………<u>適格合併等</u>……………<u>当該適格合併等</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25 ……………</p> <p>……………<u>法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>16-3-26 ……………</p> <p>……………<u>適格合併等</u>……………<u>当該適格合併等</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>16-3-23 ……………</p> <p>……………<u>適格組織再編成</u>……………<u>当該適格組織再編成</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>16-3-25 ……………</p> <p>……………<u>法第 61 条の 13 第 1 項(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>16-3-26 ……………</p> <p>……………<u>適格組織再編成</u>……………<u>当該適格組織再編成</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課せられる外国法人税の額)</p> <p>16-3-36 令第142条の3第7項第3号及び第8項第1号から第4号まで…… ……………</p>	<p>(内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課せられる外国法人税の額)</p> <p>16-3-36 令第142条の3第7項第3号並びに第8項第1号及び第2号…… ……………</p>

四十二 中小企業者等の軽減税率

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p><u>(大法人による完全支配関係)</u></p> <p>16-5-1 法第66条第6項第2号イ(中小企業者等に対する軽減税率の不適用)に規定する「資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人」(以下16-5-1において「大法人」という。)による完全支配関係とは、大法人が普通法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係をいうのであるから、例えば、普通法人の発行済株式等の全部を直接に保有する法人(以下16-5-1において「親法人」という。)が大法人以外の法人であり、かつ、当該普通法人の発行済株式等の全部を当該親法人を通じて間接に保有する法人が大法人である場合のように、当該普通法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者のいずれかに大法人が含まれている場合には、当該普通法人と当該大法人との間に大法人による完全支配関係があることに留意する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(資本金等の額の円換算)</u></p> <p><u>16-5-2 普通法人が法第66条第6項第2号(中小企業者等に対する軽減税率の不適用)に掲げる普通法人に該当するかどうかを判定する場合において、当該普通法人との間に完全支配関係がある法人が外国法人であるときは、当該外国法人が同号イに規定する「資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人」に該当するかどうかは、当該普通法人の当該事業年度終了の時ににおける当該外国法人の資本金の額又は出資金の額について、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により判定する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

四十三 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5</p>	<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5</p>

改 正 後

付表

組織再編成に係る主要な事項の明細書		事業年度	・	・	法人名
組織再編成の様態	1	合併・分割() 現物出資・現物分配	組織再編成の日 (・・)	適格区分	2 適格(法第2条 号 該当) その他
組織再編成に係る関連法人					
名称及び所在地	3				
株式保有関係	4	令第4条の3第 項 第 号 該当	(組織再編成前)(組織再編成後) 直接保有の株式の保有割合 % % 間接保有の株式の保有割合 % %		
主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)
従業者の数	6	被合併法人の合併直前の従業者の数 分割直前の分割事業に係る従業者の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の数	人	合併法人・分割承継法人・ 被現物出資法人の業務に 従事する従業者の数	人
事業規模	7	指 売上金額・資本金の額又は出資金の額 標 従業者の数・その他()	左の指標による規模の比較		
役員状況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人の特定役員			
		役 職 名	氏 名	合併・分割・現物出資前の役職名	
株式の継続保有が見込まれる株主等	9	氏 名	株 数	氏 名	株 数
				(合計) ① 株	
				被合併法人等の発行済株式等の数 ② 株	
				①÷② %	
移転した(又は移転を受けた)資産及び負債の明細	10	資産・負債の種類	帳簿価額等	資産・負債の種類	帳簿価額等

改 正 前

付表

組織再編成に係る主要な事項の明細書		事業年度	・	・	法人名
組織再編成の様態	1	合併・分割() 現物出資・事後設立(・・)	組織再編成の日 (・・)	適格区分	2 適格(法第2条 号 該当) その他
組織再編成に係る関連法人					
名称及び所在地	3				
株式保有関係	4	令第4条の2第 項 第 号 該当	(組織再編成前)(組織再編成後) 直接保有の株式の保有割合 % % 間接保有の株式の保有割合 % %		
主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)
従業者の数	6	被合併法人の合併直前の従業者の数 分割直前の分割事業に係る従業者の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の数	人	合併法人・分割承継法人・ 被現物出資法人の業務に 従事する従業者の数	人
事業規模	7	指 売上金額・資本金の額又は出資金の額 標 従業者の数・その他()	左の指標による規模の比較		
役員状況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人の特定役員			
		役 職 名	氏 名	合併・分割・現物出資前の役職名	
株式の継続保有が見込まれる株主等	9	氏 名	株 数	氏 名	株 数
				(合計) ① 株	
				被合併法人等の発行済株式等の数 ② 株	
				①÷② %	
移転した(又は移転を受けた)資産及び負債の明細	10	資産・負債の種類	帳簿価額等	資産・負債の種類	帳簿価額等

改 正 後	改 正 前
組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方	組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方
<p>1<u>現物分配</u>.....<u>現物分配法人</u>.....<u>被現物分配法人</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>現物分配</u>.....</p> <p>.....</p> <p>2<u>記載します。</u></p> <p>3 イ ロ ハ 現物出資又は<u>現物分配</u></p> <p>4第 12 号の 15 (<u>適格現物分配</u>)</p> <p>5<u>現物分配法人又は被現物分配法人</u>.....</p> <p>6<u>第 4 条の 3</u>..... <u>また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じ。）の保有割合を記載します。</u> <u>イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあつては金額。以下同じ。）が当該他方の法人の発行済株式の</u></p>	<p>1<u>事後設立</u>.....<u>事後設立法人</u>.....<u>被事後設立法人</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>事後設立</u>.....</p> <p>.....</p> <p>2<u>記載し、事後設立の場合には、被事後設立法人の設立年月日を記載します。</u></p> <p>3 イ ロ ハ 現物出資又は<u>事後設立</u></p> <p>4第 12 号の 15 (<u>適格事後設立</u>)</p> <p>5<u>事後設立法人又は被事後設立法人</u>.....</p> <p>6<u>第 4 条の 2</u>..... <u>また、組織再編成の前後における同条第 22 項に規定する直接保有の株式の保有割合及び間接保有の株式の保有割合を記載します。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>総数（出資にあつては総額。以下同じ。）のうちに占める割合</u></p> <p>ロ <u>間接保有の株式の保有割合</u> <u>一方の法人が令第4条の2第1項及び第2項の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、当該他方の法人の発行済株式の総数のうちに占める割合</u></p> <p>7</p> <p>8<u>第4条の3</u>.....</p> <p>9</p> <p>.....<u>第4条の3</u>.....</p> <p>10</p> <p>.....<u>第4条の3</u>.....<u>継続して保有することが見込まれる株主等（当該合併に係る合併法人及び他の被合併法人並びに当該分割型分割に係る分割承継法人及び他の分割法人を含みます。）</u>.....</p> <p>11</p> <p>(注)</p>	<p>7</p> <p>8<u>第4条の2</u>.....</p> <p>9</p> <p>.....<u>第4条の2</u>.....</p> <p>10</p> <p>.....<u>第4条の2</u>.....<u>保有することが見込まれる株主等</u>.....</p> <p>11</p> <p>(注)</p>

四十四 還付

改 正 後	改 正 前
<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>17-2-3</p> <p>.....<u>更生手続の開始</u>.....</p>	<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>17-2-3</p> <p>.....<u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始</u>.....</p>

四十五 退職年金等積立金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(信託財産からの信託報酬の控除)</p> <p>18-1-4</p> <p>.....<u>令第164条第2号</u>.....</p>	<p>(信託財産からの信託報酬の控除)</p> <p>18-1-4</p> <p>.....<u>令第158条の7第2号</u>.....</p>

四十六 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

改 正 後	改 正 前
<p>第19章 <u>削 除</u></p>	<p>第19章 <u>清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例</u></p>
(廃 止)	<p><u>(清算中の各事業年度における控除不足の所得税額の損金不算入)</u></p> <p><u>19-1-1 清算中の内国普通法人等が清算中の各事業年度について清算事業年度予納申告書を提出する場合において、法第102条第1項第5号(控除しきれなかつた所得税額等)に規定する控除不足額として当該申告書に記載すべき金額があるときは、その記載すべき金額は、当該事業年度の損金の額に算入しない。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(法人が営業譲受のために株式を取得した場合の清算所得の計算の特例)</u></p> <p><u>19-1-2 令第162条(解散した内国普通法人等の株式等を取得した場合の解散による清算所得の金額の計算)の規定は、株主等の1人及びその者と令第4条(同族関係者の範囲)に定める特殊の関係その他これに準ずる関係のある者による株式又は出資の取得が法人の解散前であると解散後であるとを問わず、すべて適用があることに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(営業承継のために取得した株式等の平均取得価額の計算)</u></p> <p><u>19-1-3 令第 162 条(解散した内国普通法人等の株式等を取得した場合の解散による清算所得の金額の計算)に規定する「株式の 1 株当たりの平均取得価額」は、法人の事業の全部又は重要部分を承継する目的をもって取得した株式の取得価額の加重平均による。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(同族会社等の残余財産の確定)</u></p> <p><u>19-1-4 解散した同族会社等でその資産、負債の一切を首脳者等が引き継いで事業を継続し、実質的に営業譲渡をしたと認められるような場合には、その引継ぎがあったときに残余財産が確定したものと取り扱う。</u></p>

四十七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正前の 1-1-6、12の 6-2-2 及び第19章の取扱いは、平成22年10月 1 日前に解散が行われた場合における清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正前の 1-2-5、1-4-13、1-4-14、12-4-1、12の 2-1-2、12の 4-1-4 及び12の 4-3-7 の取扱いは、平成22年10月 1 日前に行われた分割、事後設立又は譲渡損益調整額の計算については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) <u>この法令解釈通達による改正後の1-1-7、12-3-2及び12の3-2-4の取扱いは、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合について適用し、同日前に解散が行われた場合については、なお従前の例による。</u></p> <p>(4) <u>この法令解釈通達による改正後の1-2-4、1-4-1、1-4-11、1-6-1、1-6-3、2-1-39、2-2-2、2-3-51、7-4-15、8-1-14、8-1-15、9-1-6の5、9-1-6の6、9-1-6の11、9-6-8、10-1-2、10-1-4、11-2-14、12-1-4、12の2-1-1、12の2-2-2、12の2-2-3、12の3-2-3、12の3-2-5、12の3-2-6、12の4-1-1、12の4-1-2、12の4-2-1から12の4-3-2まで、12の4-3-4から12の4-3-6まで、12の4-3-8から12の4-3-10まで、13の2-2-10、14-3-2、16-3-16、16-3-20、16-3-23、16-3-25、16-3-26及び17-1-5の取扱いは、平成22年10月1日以後に行われる合併、分割、現物分配（残余財産の分配にあつては、同日以後の解散によるものに限る。）又は譲渡損益調整資産の譲渡について適用し、同日前行われた合併、分割、事後設立又は譲渡損益調整資産の譲渡については、なお従前の例による。</u></p> <p>(5) <u>この法令解釈通達による改正後の3-1-8、3-3-4、4-2-4から4-2-6まで、9-4-2の5、9-4-2の6、12-1-5、12-1-6、12-3-7から12-3-9まで、12の2-2-5、12の2-2-7及び12の3-3-1の取扱いは、平成22年10月1日から適用する。</u></p>	